

福山市骨髄ドナー支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成24年法律第90号）第2条第5項に規定する骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業（以下「骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業」という。）を介して骨髄又は末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）の提供を完了した者（以下「骨髄ドナー」という。）で、休業等により無給となるものに対して、骨髄等の移植の推進を図るため、予算の範囲において骨髄ドナー支援助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、福山市補助金交付規則（昭和41年規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(対象事業)

第2条 助成金の対象となる骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業は、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「骨髄バンク」という。）が実施するものに限る。

(対象通院等)

第3条 助成金を交付する対象となる骨髄等の提供のために必要な通院又は入院（以下「対象通院等」という。）は、次に掲げるものとする。ただし、骨髄等の採取のための手術その他これに関連した医療処置によって生じた健康被害のためのものを除く。

- (1) 健康診断のための通院
- (2) 自己血貯血の通院
- (3) 骨髄等の採取のための入院
- (4) 前3号に掲げるもののほか、骨髄バンク又は医療機関が骨髄等の提供のために必要と認める通院又は入院

(交付の対象)

第4条 助成金を交付する対象となる骨髄ドナーは、対象通院等のための休業等により無給となった者で、次の各号に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

- (1) 有給の休暇その他の賃金が生じる休暇（以下「有給休暇等」という。）を取得せずに対象通院等をした日があること。
- (2) 骨髄等の提供を完了した日（以下「骨髄等提供日」という。）に市内に住所を有していること。

(助成金の額)

第5条 交付する助成金の額は、対象通院等の日数（有給休暇等を取得した日数を除く。）に2万円を乗じて得た額（当該額が14万円を超えるときは、14万円）とする。

(交付の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、骨髄等の提供が完了した日から起算して1年以内に福山市骨髄ドナー支援助成金交付申請書に次に掲げる書類を添付して市長に提

出しなければならない。

- (1) 骨髄バンクが発行する骨髄等の提供を証する書類
- (2) 骨髄等の提供に係る通院又は入院をした日を証する書類
- (3) 骨髄等提供日に市内に住所を有したことを証する書類
- (4) その他市長が必要と認めた書類

(交付の決定)

第7条 前条の規定により助成金の交付の申請があったときは、市長はこれを審査の上、助成金の交付を適当と認めるものについて、福山市骨髄等ドナー支援助成金交付決定通知書により、当該申請を行った者（以下「申請者」という。）にその旨を通知するものとする。助成金を交付しないことを決定したときは、福山市骨髄ドナー支援助成金不交付決定通知書によりその旨及びその理由を申請者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第8条 市長は、前条の規定により、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該交付決定の全部又は一部を取り消し、既に助成金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、助成金の交付が適当でない認められる事由があるとき。

(書類の様式)

第9条 第6条の福山市骨髄ドナー支援助成金交付申請書その他のこの要綱に規定する書類は、市長が別に定める様式による。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2019年（平成31年）4月1日から施行し、同日以降に完了した骨髄等の提供に係る助成金について適用する。